○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
南相馬市原町区日の出町一〇九番一から同市原町区日の出町九六番まで	前	一九・五〇～二一・〇〇	三三・一〇メートル	
	後	一九・五〇～一一五・〇〇	〇・一〇九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	石巻市須江字山崎前一番一から東松島市赤井字東六番一まで	東北地方整備局及び同局伯台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月六日

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
瑞浪市土岐町字足ヶ洞三三六八番三から同市釜戸町字百田六九三番一まで	前	一一・三〇～一三・二〇	四七・三〇メートル	
	後	一一・三〇～四七・三〇	〇・二七三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜県可児郡御嵩町井尻字丸山一七番から同町上恵土字浦畑一〇二四番一〇まで	前	BA	八・五〇～二二・〇〇	七・二一〇メートル
	後	BA	八・五〇～二二・〇〇	七・二一〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾字大久保二番一一から同町大字松尾字大久保五番三まで	前	一五・〇〇～一八・七〇	〇・〇五八キロメートル	
	後	一五・二〇～八四・二〇	〇・〇五八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○九州地方整備局告示第百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年十月六日

九州地方整備局長　岡本　博

第1　起業者の名称　福岡県

第2　事業の種類

1　県道八女瀬高線改築工事（福岡県筑後市大字鶴田字船小屋地内からみやま市瀬高町本郷字切目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

2　県道船小屋停車場水田線改築工事（福岡県筑後市大字津島字洲崎地内から同市大字常用字野中地内まで）

第3　起業地

1　第2の1の事業

(1)　収用の部分　福岡県筑後市大字鶴田字船小屋、大字尾島字船小屋、字東水洗及び字西水洗、大字津島字北美田、字水洗、字南美田、字西美田、字餅町、字西小路、字洲崎及び字九反坪、大字志字垣添及び字五反田並びにみやま市瀬高町本郷字尾虎町及び字切目地内

(2)　使用の部分　福岡県筑後市大字鶴田字船小屋、大字尾島字西水洗並びに大字津島字北美田、字水洗、字南美田、字西美田、字餅町、字西小路及び字洲崎地内

2　第2の2の事業

(1)　収用の部分　福岡県筑後市大字津島字洲崎、字西小路、字餅町、字西美田、字野内及び字福市並びに大字常用字前野及び字野中地内

(2)　使用の部分　福岡県筑後市大字津島字西小路、字餅町、字西美田、字野内及び字福市並びに大字常用字前野及び字野中地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

第2の1に係る事業

第2の1の事業は、福岡県筑後市大字鶴田字船小屋地内から同県みやま市瀬高町本郷字切目地内までの延長2,170mの区間を全体計画区間とする「県道八女瀬高線改築工事」であり、上記の起業地に係る部分である。

県道八女瀬高線改築工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

第2の2に係る事業

第2の2の事業は、福岡県筑後市大字津島字洲崎地内から同市大字常用字野中地内までの延長840mを全体計画区間とする「県道船小屋停車場水田線改築工事」であり、上記の起業地に係る部分である。

県道船小屋停車場水田線改築工事は、道路法第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

以上のことから、県道八女瀬高線改築工事及び県道船小屋停車場水田線改築工事（以下「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道八女瀬高線及び県道船小屋停車場水田線は、道路法第7条の規定に基づき福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。